□交付申請を行う前に市都市再生課に、対象要件に該当するかどうかを確認してください。
□交付決定を受けてから解体工事の契約および工事を行ってください。
□交付決定通知を受け取り、補助事業着手届を提出する前に、工事に着手した場合、補助金は交付しません。

老朽空き家等除却補助金交付手続きフロー

申　請　者	宗　像　市
①　事前相談（電話、窓口）	②　補助要件等の確認 ※場合によっては後日連絡
③　補助金交付申請 添付書類 （１）事業計画書（窓口又はホームページで様式入手可） （２）老朽空き家の所在が分かる地図 （３）老朽空き家の敷地の範囲および位置を示す図 （４）現況写真 （５）解体工事の費用が確認できる書類（見積など＋業者が解体業者等に該当することが確認できる許可証等の写し） （６）市税に滞納がないことの証明（市、税務課） （７）老朽空き家の全部事項証明書（法務局福間出張所） （８）１年以上空き家であることを証明する書類 （電気、水道、ガスの使用中止日が確認できる書類等） ※老朽空き家の権利を有する人が申請者以外にも存在するときは、同意書（実印を押印し、印鑑証明書を添付）	④　受付・書類審査、現地確認、判定等 受付期間 ⑤　交付（不交付）決定 補助金交付（不交付）決定通知書の送付
⑥　補助事業着手届の提出 注意：交付決定通知書を受領し、補助事業着手届を提出するまでは解体工事に着手できません。	
⑦　解体工事 注意：工事完了日から２０日以内に提出してください。	
⑧　完了報告 添付書類 ○除却完了報告書 ○工事契約書 （補助事業の経費がわかる内訳書を含む）の写しおよび領収書原本 ○老朽空き家の除却前後の全景写真 ※解体事業者等が工事を請け負ったことがわかる書類を添付してください。	⑨　現地確認 ⑩　補助金額の確定 補助金額決定通知書の送付
⑪　補助金請求 注意：令和７年２月中旬までに提出してください。 補助金請求書の提出 ※口座がわかる書類を確認（名義は申請者のみ）	⑫　補助金の交付
⑬　補助金の受領（指定口座へ振込）	